

## 資料提供



令和3年12月9日

担当課	経営管理部
担当者	大樫・森田
電話	435-1122、435-1124
内線	3308、3337

### 六十谷水管橋破損に伴う助成金の申請について

10月3日に発生した六十谷水管橋の破損により紀の川以北地域で生じた断水等の影響を受け、売上げの減少等があった事業者の方に対して、助成金の申請の受付を開始します。

内容については、次のとおりです。

#### ・申請対象者

紀の川以北地域に事業所（店舗）のある法人又は個人事業主の方で、和歌山市企業局が供給する水道水を使用しており、10月3日に発生した断水の影響により、休業その他の理由で売上げが減少した方及び通常営業ができず廃棄した食材があった方

#### ・申請期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月31日（月）まで

#### ・申請書類配布場所

市企業局ホームページ、市企業局経営管理部企業総務課（13階）  
河西コミュニティセンター・河北コミュニティセンター・北コミュニティセンター  
紀の川以北の支所・連絡所

#### ・申請方法

原則、郵送による受付

（〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市企業局経営管理部宛）

※機器補償等の窓口開設期間中は、河西コミュニティセンター・河北コミュニティセンター・北コミュニティセンターでも受付可能です。

#### ・申請書類

助成金交付申請書

売上減少額、助成率等が確認できる確定申告書等の本人控えのコピー

その他必要な書類

#### ・助成額

$(\text{売上減少額} \times 1) \times (\text{助成率}) + (\text{廃棄食材仕入原価} \times 2) - (\text{水道料金減免額})$

売上減少額 = 令和2年10月の売上高 $\times 3$  - 令和3年10月の売上高

助成率 = (給与賃金（正社員分）、減価償却費、地代家賃、水道光熱費（50%）、専従者給与、営業利益の合計） / 売上高

※1、※2 売上減少額、廃棄食材仕入原価には日数による上限を設けています。

※3 新規事業者等で令和2年10月の売上高がない場合など、特殊事情がある場合は、令和3年7月、8月及び9月の3か月の売上高の平均額になります。

◎ 詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido/1040668/1041536.html>

◎ 問い合わせ先 和歌山市企業局コールセンター：073-435-1353